

食事サービス利用契約書

株式会社らいふ（以下「甲」という。）と_____様（以下「乙」という。）は、ホームステーションらいふ羽田大鳥居における食事サービスについて、以下の通り契約を締結致します。

第1条 契約の目的

甲は、乙に対し食事サービスを提供することを約し、乙は、食事サービスの対価として第2条のサービス料金を甲に支払うことを約します。

乙は、食事サービスを受けるにあたり、月契約または一食毎の契約かを選択することができます。ただし、月の途中での変更はできません。

第2条 利用料等

（月契約の場合）

- 1 甲が乙に対し提供する食事サービスの利用料は、月額 64,800 円（税込 8%）とします。
- 2 1ヶ月に満たない期間については、1カ月を 30 日として日割計算した額とします。
- 3 一日（朝食 695 円・昼食 695 円・夕食 695 円・おやつ 75 円）の喫食がないときのみ日額料金 2,160 円（税込 8%）を返金します。
- 4 行事毎のお祝いに特別食の提供を行っています（通常食との差額が必要になります）
（一食毎の利用の場合）
- 5 ご希望の方は、一食毎に朝食 695 円、昼食 695 円、夕食 695 円で提供致します。この場合、おやつは提供ありません。※上記の金額には消費税 8%がふくまれています。
- 6 キャンセルについては、前日正午までに申出をしていただきそれを過ぎますとキャンセル料として実費をご負担いただきます。
- 7 月契約をされない場合でも、前月に 64,800 円（税込 8%）を請求させていただきますが、喫食された実数を月末締めにて計算し、差額を利用翌月の請求書で精算し返金致します。
- 8 行事毎のお祝いに特別食の提供を行っています（通常食との差額が必要になります）

第3条 利用料の変更

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議のうえで利用料金を変更する事が出来ます。

第4条 食事の提供

甲は乙に対し、以下の時間に食事の提供を行います。

- ・朝食 8～9時／・昼食 12～13時／・夕食 18～19時
- ・おやつ 15時

第5条 食事サービス

- 1 甲は乙の嚙下状態に応じて、刻み食・ミキサー食の対応を行います。
- 2 乙が病気等の理由により食堂で食事が出来ない場合、甲は居室まで食事の配膳と下膳を行います。
- 3 第1項ならびに第2項に関する費用は、第2条 利用料等の金額に含まれます。

第6条 料金の支払い

乙は甲に対し、第2条第1項の料金を支払方法によるそれぞれの期日までに翌月分として支払うものとします。一食毎の契約の方は、喫食された実数を月末締めにて計算し、差額を利用翌月の請求書で精算し返金致します。

第7条 契約の終了

本サービスの利用契約は別途締結の建物質貸借契約に付随するものとします。建物質貸借契約が終了した時点で、この契約も同様に終了するものとします。

本サービスについて、上記の通り食事サービス利用契約を締結したことを証すため、本契約書2通を作成し、記名・押印の上、甲乙各自が1通ずつを保有します。

(月契約 ・ 一食毎)

年 月 日

事業者 (甲) 東京都品川区東品川 2-2-24
株式会社らいふ
取締役 事業部長 小林 司 印

入居申込者 (乙) 住所 _____
氏名 _____ 印

身元引受人(1)住所

氏名 _____ 印
(入居者との関係 _____)
連絡先電話番号 _____
(自宅 ・ 会社)

身元引受人(2)住所

氏名 _____ 印
(入居者との関係 _____)
連絡先電話番号 _____
(自宅 ・ 会社)